政令第九十一号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附則に次の一項を加える。

（出入国在留管理庁参事官の設置期間の特例）

5　第七十一条第一項の参事官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十二号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十三号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十九号中「単に」を削り、「積算基準」の下に「、建設工事用機械の整備及び運用」を加え、同項中第三十号を第三十三号とし、第二十二号から第二十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三　建設技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術に関する指導及び普及に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十四　建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

第三条第一項第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。

第三条第二項中「前項第二十七号から第二十九号まで」を「前項第三十号から第三十二号まで」に改める。

第四条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げ、第二十九号及び第三十号を削り、第三十一号を第二十七号とし、第三十二号から第四十四号までを四号ずつ繰り上げる。

第六条第十六号中「総合政策局」を「大臣官房」に改める。

第二十一条第一項中「二十人」を「二十一人」に改める。

第三十条第二号中「総合政策局及び」を削り、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　建設工事用機械に関する調査及び統計に関すること。

第三十条中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　建設業法の規定による建設機械施工管理の技術検定に関すること。

第三十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用（二以上の部局に共通するものに限る。）に関すること。

第四十七条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを削る。

第五十一条第一号中「第四条第三十八号から第四十二号まで」を「第四条第三十四号から第三十八号まで」に改める。

第七十九条第一号中「総合政策局」を「大臣官房」に改める。

第二百八条第一項中「次長一人」を「副局長一人」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十四号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第三十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百六十七条第四項中「東北防衛局」の下に「、近畿中部防衛局」を加え、「管理部」を「、管理部」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄